

全国保育協議会 意見

平成 30 年 11 月 6 日／全国保育協議会 副会長 佐藤秀樹

(1) 平成 30 年度「予算執行調査」（財務省）の結果について

資料 3 の平成 30 年 10 月 9 日財政制度等審議会資料（抜粋）「子ども・子育て」4 ページ「論点」には「国からの施設型給付等の一部が、積立金も含め、自施設の運営以外の目的に流用して使われていること」が指摘されています。

例えば、図 2「自施設の運営以外へ支出している施設の割合」は、保育所「30%」とされ、他と比較して高い割合となっています。

「委託費の使途範囲」は通知で定められており、長期的に安定した施設運営を確保するため、積立金（人件費積立資産や修繕積立資産、備品等購入積立資産）へ積み立てて、次年度以降の経費に充当できることが認められています（通知「子ども・子育て支援法附則第 6 条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」等関連通知）。

また、要件を満たすことで委託費の 3 か月分に相当する額の範囲内で同一法人内の保育所や子育て支援事業へ充当できること、さらに、理事会の承認を得たうえで、前期末支払資金残高を取り崩し、法人本部の運営や、同一法人内の第 1 種社会福祉事業および第 2 種社会福祉事業並びに子育て支援事業の運営・施設設備の整備等、公益事業の運営・施設設備の整備等に要する経費に充当することのできる、弾力運用も認められています。

このように、通知で定められた弾力運用は、社会福祉法人として保育や福祉サービスの質を維持・向上しつつ永続的に事業をすすめるための仕組みとして認められているものです。通知による正しい会計処理をした結果として、保育所の運営や子育て支援事業、社会福祉事業等に対して支出された費用と言えます。

さらに、保育ニーズへの対応、子育て支援だけではなく、地域における幅広い福祉ニーズを解決するための費用は、社会福祉法人改革で問われた社会福祉法人としての本来の使命を果たし、地域共生社会の実現に向けて必要な経費です。

これらの費用を含めた支出により集計された数値が高い割合であったという事実のみで、施設型給付等の一部が実際の運営以外に回っていると判断されることのないよう、強く求めます。

その他の調査結果の数値についても、内容を精査していただき、企業との比較だけではなく、社会福祉法人としての事業特性も考慮していただくようお願いいたします。

(2) 支給認定区分による食材料費の負担方法の違いについて

資料4の2「(3) 支給認定区分による食材料費の負担方法の違い」について、子ども・子育て会議（第37回）に意見を提出しました。

「子どもの最善の利益」のために、2号認定子どもの副食費について、現状では保育料に含まれており、これを維持すべきです。

食育は教育・保育の一環であり、家庭での食生活の補完、子どもの貧困への対応、子ども一人ひとりの状況に応じたアレルギー児や障害のある子ども等へ確実に対応するためにも、保育料に含めていただきたい、と考えます。

保護者は、食材料費が保育料に含まれ、自己負担であることを十分に理解されているでしょうか。無償化にともなって、保護者が混乱するような実費徴収としないよう、総合的な判断をいただくよう、お願いいたします。

(3) 年齢についての考え方について

満3歳児の支給認定の扱いについて、これまでも意見を述べており、子ども・子育て会議（第37回）にも意見を提出しました。

3号認定子どもと1号認定子どもについて、満3歳児の扱いを整理し、保護者にとってもわかりやすくするという視点からも、ご検討をお願いいたします。

以上